

●法第36条第1項:開発行為に関する工事完了届

(鴻巣市)

R2.4.1

- 1 工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書(省令別記様式第四・五)
 - 2 委任状
 - 3 案内図
 - 4 公図写し
 - 5 土地利用計画図
 - 6 造成計画平面図、断面図
 - 7 工程の主要な部分を記録した写真(検査当日提示)
 - 8 求積図
 - 9 関係各課受検用の図面等(道路・下水・緑地・公園・ゴミ置場・雨水浸透施設・給水等に関する図面等)
- ※ 提出書類部数は、完了検査に関係する各課の部数とする。

完了検査での準備

- ・巻尺
 - ・レベル(公共施設等がある場合)
 - ・道路部分の舗装抽出試験データ
 - ・工程の主要な部分を記録した写真
 - ・道路の舗装のコア(コア抜きする箇所は道路課で確認)
 - ・開発事前協議で指示のあるもの
 - ・コンクリート杭の設置(杭間距離を測定できる状態にする)
 - ・公共施設等(道路、下水道施設、公園等)の出来形図、確定測量図
 - ・その他
- ※完了検査前に、公共下水管のテレビカメラ撮影をした資料を下水道課に提出し、確認を受けること。

●市規則第3条第3項:開発行為に関する中間検査

- 1 中間検査依頼書(市規則様式第5号)
 - 2 委任状
 - 3 案内図
 - 4 公図写し
 - 5 土地利用計画図
 - 6 工程の主要な部分を記録した写真(検査当日提示)
 - 7 求積図
 - 8 関係各課受検用の図面等(道路・擁壁等に関する図面等)
- ※ 提出書類部数は、中間検査に関係する各課の部数とする。

中間検査での準備

- ・巻尺
- ・レベル(公共施設等がある場合)
- ・道路の路盤の密度試験データ
- ・道路の上層・下層路盤の掘出し(路盤の厚さの測定ができる状態にする。(掘り出す箇所は道路課で確認))
- ・工程の主要な部分を記録した写真
- ・開発事前協議で指示のあるもの
- ・その他